

学生教育研究災害傷害保険・ 学研災付帯賠償責任保険について

〈学生教育研究災害傷害保険〉

学生教育研究災害傷害保険とは、学生が教育研究活動中に被った災害に対し必要な給付を行い、大学の教育研究活動の充実に資するための互助共済的な制度です。

正課中、学校行事中はもちろんのこと、通学中や学校施設間の移動中や学校施設にいる間、クラブ活動中に、身体に傷害を被った場合に保険金が支払われます。ただし、治療日数に制限があります。詳しいことは、入学時に配布した「加入者のしおり」にも記載していますが、お気軽に保健室にお問い合わせ下さい。

①保険金

区分	保険金種類及び額
正課中及び学校行事中	死亡保険金 2,000 万円
	後遺障害保険金 90 万円～3,000 万円
	医療保険金 3 千円～30 万円 (1 日以上の治療日数から適用される)
	入院加算金 (日額) 4,000 円
課 外 活 動 中 通 学 中 施 設 間 移 動 中	死亡保険金 1,000 万円
	後遺障害保険金 45 万円～1,500 万円
	医療保険金 6 千円～30 万円 (14 日以上(通学中の場合は 4 日以上)の治療日数から適用される)
	入院加算金 (日額) 4,000 円

②保険料

保険料は、次のとおりですが、入学時に納入された後援会費から一括して保険料を納付します。

学部	3,200 円(4 年分)	大学院生博士(前期)	1,750 円(2 年分)	大学院生博士(後期)	2,600 円(3 年分)
----	---------------	------------	---------------	------------	---------------

③教職資格活動等に行かれる方は、接触感染予防特約 (1 年間 20 円) が別途必要になります。

この場合の保険料は、活動前に個別に加入手続きが必要になります。

支払保険金	1 事故につき 15,000 円 (定額払)
-------	------------------------

〈学研災付帯賠償責任保険〉

正課中、学校行事中、課外活動中とその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、保険金が支払われます。

①保険金、保険料

保険料は、次のとおりですが、入学時に納入された後援会費から保険料を納付します。

支払限度額	対人賠償・対物賠合わせて 1 事故につき 1 億円限度 (免責金額 0 円)	保険料 (1 年間) ※年度毎に加入 (学部・大学院共通)	340 円
-------	---	----------------------------------	-------

お問い合わせ先

〒678-1297 赤穂郡上郡町光都 3 丁目 2 番 1 号

兵庫県立大学 播磨理学キャンパス 保健室

0791-58-0102 (内線 251)